

新旧対照表

【参考】新旧対照表作成に関わる条件

- ・ 新旧対照表には“防災計画の本質に関わる修正内容”を整理しています。（組織改正に伴う部署名の変更、部班名の変更、数値の更新、誤記の修正、送り仮名・漢字の統一、用語（名称）の統一・更新、接続詞・語尾の修正、その他意図が変わらない微修正、資料編・様式集に関わる修正等、防災計画の本質に関わる修正でない協議の必要のない修正は整理の対象外としています。）
- ・ 新文書で追加した事項を下線、旧文書で削除した事項を二重取り消し線で示しています。

【凡例】 下線：追加、二重取り消し線：削除

No	頁	新文書（案）	旧文書
1	2-14	<p>(2) 耐震性の向上 道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を実施する。</p> <p>①道路防災点検調査 道路、橋りょう、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。特に<u>緊急輸送道路等に架かる橋りょう</u>については重点的に実施する。</p>	<p>(2) 耐震性の向上 道路施設の耐震性の向上を図るため、以下の対策を実施する。</p> <p>①道路防災点検調査 道路、橋りょう、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。特に市街地内の古い橋りょうについては重点的に実施する。</p>

2	2-41	■指定緊急避難場所の指定状況（2／3）		[令和元年8月1日現在]		
		地区	No.	指定緊急避難場所	所在地	ゲラウド (空地) (㎡)
芳野地区	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	9,605	3,600	25,530
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	14,206	5,330	
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	13,822	5,180	
	30	カライ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	1,000	380	
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	29,443	11,040	
	59	川越(水上)公園	大字池辺 880	396,000	148,500	
	60	大東西中学校	藤倉 1-1-1	13,386	5,020	
	61	武蔵野小学校	むさし野 14-1	9,263	3,470	
	62	大東東小学校	豊田本 4-16-1	6,592	2,470	
	63	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	28,980	10,870	
大東地区	64	大東中学校	南大塚 1-20-1	15,575	5,840	194,790
	65	大塚小学校	大塚 2-10-1	5,980	2,240	
	66	大東西小学校	大字山城 32-5	7,553	2,830	
	67	南台かすみ公園	南台 2-10	3,151	1,180	
	68	南台ふじみ公園	南台 3-5	5,399	2,020	
	69	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	24,500	9,190	
	70	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	3,100	1,160	

2	2-41	■指定緊急避難場所の指定状況（2／3）		[平成30年8月1日現在]		
		地区	No.	指定緊急避難場所	所在地	ゲラウド (空地) (㎡)
芳野地区	27	芳野中学校	大字石田本郷 733	9,605	3,600	25,530
	28	農業ふれあいセンター	大字伊佐沼 887	14,206	5,330	
	29	芳野小学校	大字鴨田 331	13,822	5,180	
	30	カライ川越・芳野台体育館	芳野台 1-103-57	1,000	380	
	31	伊佐沼公園	大字伊佐沼 584	29,443	11,040	
	59	川越(水上)公園	大字池辺 880	396,000	148,500	
	60	大東西中学校	藤倉 1-1-1	13,386	5,020	
	61	武蔵野小学校	むさし野 14-1	9,263	3,470	
	62	大東東小学校	豊田町 4-16-1	6,592	2,470	
	63	川越南高等学校	南大塚 1-21-1	28,980	10,870	
大東地区	64	大東中学校	南大塚 1-20-1	15,575	5,840	193,630
	65	大塚小学校	大塚 2-10-1	5,980	2,240	
	66	大東西小学校	大字山城 32-5	7,553	2,830	
	67	南台かすみ公園	南台 2-10	3,151	1,180	
	68	南台ふじみ公園	南台 3-5	5,399	2,020	
	69	尚美学園大学川越キャンパス	豊田町 1-1-1	24,500	9,190	
	70	川越少年刑務所鍛錬所前駐車場	南大塚 6-40-1	3,100	1,160	

3	2-54	(2) 指定地方行政機関等との協力体制の整備				
		<p>～</p> <p>■災害時における相互応援協定（指定地方行政機関等）</p>				
		協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
		国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.63 参照
		川越少年刑務所	災害時における相互協力に関する協定	R1.6.27	災害時における一時的な避難場所	資料 1.16 参照

3	2-54	(2) 指定地方行政機関等との協力体制の整備				
		<p>～</p> <p>■災害時における相互応援協定（指定地方行政機関等）</p>				
		協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
		国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.59 参照

4	2-57	(5) 事業者との協力体制の確立 ～				
		■災害時における応援協定（事業者）				
		協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
		埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における氷の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.34 参照
		マミーマーケット(株)	災害時における物資の供給等に関する協定	H30.10.30	災害時における食料品、食器類、日用品等の生活物資の供給や緊急避難先としての駐車場の一部の無償開放	資料 1.49 参照
		(株) ヤオコー	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	H31.1.30	災害時における食料品、食器類、日用品などの生活物資の供給	資料 1.50 参照
山崎製パン (株) 埼玉工場 埼玉第一工場	災害時における相互協力に関する協定	H31.3.1	災害時における食糧の供給	資料 1.51 参照		
モスト技研 (株)	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	R1.12.25	災害時におけるダンボール製品（ダンボールベッド等）避難所用仮設品の供給	資料 1.52 参照		

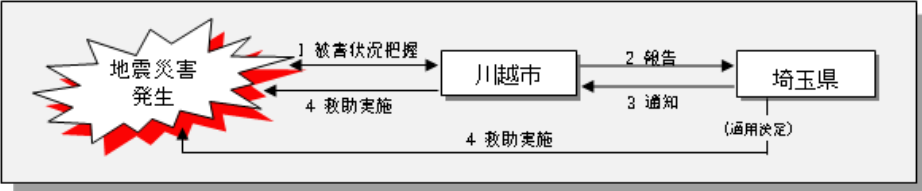
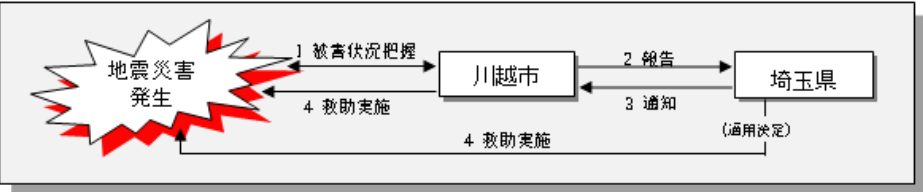

		(5) 事業者との協力体制の確立 ～				
		■災害時における応援協定（事業者）				
		協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
		埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における氷の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.34 参照
		マミーマーケット(株)	災害時における物資の供給等に関する協定	H30.10.30	災害時における食料品、食器類、日用品等の生活物資の供給や緊急避難先としての駐車場の一部の無償開放	資料 1.49 参照
		(株) ヤオコー	災害時における食糧供給等の協力に関する協定	H31.1.30	災害時における食料品、食器類、日用品などの生活物資の供給	資料 1.50 参照
山崎製パン (株) 埼玉工場 埼玉第一工場	災害時における相互協力に関する協定	H31.3.1	災害時における食糧の供給	資料 1.51 参照		
モスト技研 (株)	災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定	R1.12.25	災害時におけるダンボール製品（ダンボールベッド等）避難所用仮設品の供給	資料 1.52 参照		

5	2-63	(3) その他の情報通信設備の整備	
		<p>先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。</p>	
		<p>○情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、防災情報メール</p> <p>○双方向の情報通信に活用する施設・機器 インターネット・ホームページの整備 ツイッター等のSNSの活用</p> <p>○主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、衛星携帯電話</p>	

		(3) その他の情報通信設備の整備	
		<p>先端技術を防災対策に適用することが可能となってきたことから、こうした技術に基づく情報通信設備・機器の整備を進め、迅速な情報収集・連絡体制を構築する。</p>	
		<p>○情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、防災情報メール</p> <p>○双方向の情報通信に活用する施設・機器 インターネット・ホームページの整備 災害プロダクトツイッター等のSNSの活用</p> <p>○主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、衛星携帯電話</p>	

6	2-109	<p>(2) 観光客への広報</p> <p>観光客が本市において被災し、帰宅困難になった場合の対応（避難場所、災害情報・交通情報の提供等）について、あらかじめ観光パンフレットや市のホームページで広報しておくとともに、被災時には防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、フェイスブックなどを通じて広報する。</p>	<p>(2) 観光客への広報</p> <p>観光客が本市において被災し、帰宅困難になった場合の対応（避難場所、災害情報・交通情報の提供等）について、あらかじめ観光パンフレットや市のホームページで広報しておくとともに、被災時には防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、フェイスブック、災害情報アプリなどを通じて広報する。</p>																																																				
7	2-162	<p>(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <p>災害対策本部を設置（閉鎖）した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。</p> <p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <table border="1" data-bbox="266 643 1135 1238"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県消防防災課</td> <td>県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム</td> <td>本部班 情報整理班</td> </tr> <tr> <td>国（消防庁）</td> <td>防災関係機関の保有する無線、電話</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>電話、ファクス</td> <td>議会庶務班</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>電話、ファクス</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>応援協定締結市町村等</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>市防災行政無線（固定系）</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ、ツイッター、メール配信</td> <td>広報班</td> </tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班	川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班	議会	電話、ファクス	議会庶務班	報道機関	電話、ファクス	広報班	応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班	市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班	市ホームページ、ツイッター、メール配信	広報班	<p>(6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <p>災害対策本部を設置（閉鎖）した場合、直ちにその旨を次のとおり通知・公表する。</p> <p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <table border="1" data-bbox="1225 643 2094 1265"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県消防防災課</td> <td>県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム</td> <td>本部班 情報整理班</td> </tr> <tr> <td>国（消防庁）</td> <td>防災関係機関の保有する無線、電話</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>電話、ファクス</td> <td>議会庶務班</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>電話、ファクス</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>応援協定締結市町村等</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>市防災行政無線（固定系）</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ、ツイッター、災害アプリ、メール配信</td> <td>広報班</td> </tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班	川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班	議会	電話、ファクス	議会庶務班	報道機関	電話、ファクス	広報班	応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班	市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班	市ホームページ、ツイッター、 災害アプリ 、メール配信	広報班
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																					
埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班																																																					
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班																																																					
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班																																																					
議会	電話、ファクス	議会庶務班																																																					
報道機関	電話、ファクス	広報班																																																					
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班																																																					
市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班																																																					
	市ホームページ、ツイッター、メール配信	広報班																																																					
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																					
埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班																																																					
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班																																																					
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班																																																					
議会	電話、ファクス	議会庶務班																																																					
報道機関	電話、ファクス	広報班																																																					
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班																																																					
市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班																																																					
	市ホームページ、ツイッター、 災害アプリ 、メール配信	広報班																																																					

8	2-188	<p>8. 1 ボランティアセンターの設置</p> <p style="text-align: right;">【福祉班】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>⑦：県災害対策本部は、市災害対策本部の要請に応じて、県災害ボランティア支援センターに対してボランティア<u>確保の支援</u>を要請する。</p> <p>⑧：<u>ボランティア確保の支援</u>。</p>	<p>8. 1 ボランティアセンターの設置</p> <p style="text-align: right;">【福祉班】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>⑦：県災害対策本部は、市災害対策本部の要請に応じて、県災害ボランティア支援センターに対してボランティアの<u>派遣</u>を要請する。</p> <p>⑧：県災害ボランティアを受入れる。</p>
9	2-190	<p>(5) 防災ボランティア災害保険への加入手続き</p> <p>災害ボランティアセンターは、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの防災ボランティア災害保険への加入の手続きを行うため、ボランティア受入れ名簿を作成し、「福祉班」に被災後1月単位で報告する。</p>	<p>(5) 防災ボランティア災害保険への加入手続き</p> <p>災害ボランティアセンターは、災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの防災ボランティア災害保険への加入の手続きを行うため、ボランティア受入れ名簿を作成し、「福祉班」に被災後1月単位で報告する。報告を受けた「福祉班」は埼玉県に報告する。</p>
10	2-192	<p>(1) 救助の実施機関</p> <p>救助の実施については、都道府県知事が、<u>現に救助を必要とする者に行い、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できることと定められている。</u></p>	<p>(1) 救助の実施機関</p> <p>救助の実施については、都道府県知事に<u>全面的に委任されており、知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。</u></p>

11	2-193 ～ 2-194	<p>(1) 適用・実施の流れ</p> <p>市長は、被害状況の調査、把握に努め埼玉県知事に報告する。埼玉県知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。</p> 	<p>(1) 適用・実施の流れ</p> <p>①原則</p> <p>市長は、被害状況の調査、把握に努め埼玉県知事に報告する。埼玉県知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。</p>  <p>②災害事態が急迫している場合</p> <p>ア) 災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。</p> <p>イ) この場合は、直ちにその状況を埼玉県知事に報告し、その後の措置について埼玉県知事から指揮を受けなければならない。</p> 
12	2-195	<p>9. 3 災害救助法が適用されない場合の措置</p> <p style="text-align: right;">【関係各課】</p> <p>災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて<u>災害対策基本法</u>に基づき救助を実施する。</p>	<p>9. 3 災害救助法が適用されない場合の措置</p> <p style="text-align: right;">【関係各課】</p> <p>災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて<u>同法</u>に基づいて市長の責任において救助を実施する。</p>

13	2-215	<p>(2) 初動期の広報手段</p> <p>初動期の広報は、次に示す手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災行政無線による広報 本市の震度計が震度4以上を計測した場合、震度に応じた放送を自動的に実施する。</p> <p>○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。 また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。</p> <p>○市のホームページ、防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター</p> <p>○報道機関による広報 報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。</p> <p>○拠点広報 避難所、市民センター等へ掲出する。</p> <p>○その他広報手段 ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。</p> </div>	<p>(2) 初動期の広報手段</p> <p>初動期の広報は、次に示す手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災行政無線による広報 本市の震度計が震度4以上を計測した場合、震度に応じた放送を自動的に実施する。</p> <p>○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。 また、広報担当者の安全確保に配慮して実施する。</p> <p>○市のホームページ、防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、災害情報ブログ</p> <p>○報道機関による広報 報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。</p> <p>○拠点広報 避難所、市民センター等へ掲出する。</p> <p>○その他広報手段 ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。</p> </div>
----	-------	---	---

14	2-252 ～ 2-254	<p>(3) 避難勧告、避難指示の内容及び伝達</p> <p>～</p> <p>③住民への周知</p> <p>本市は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。</p> <p>なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>また、必要に応じて隣接市町へもあわせて連絡を行う。</p> <p>□伝達方法</p> <div data-bbox="282 529 1059 828" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車 ・サイレン、警鐘 ・標識等 ・口頭伝達 ・テレビ、ラジオ ・防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター ・外国語による防災放送 </div>	<p>(3) 避難勧告、避難指示の内容及び伝達</p> <p>～</p> <p>③住民への周知</p> <p>本市は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して周知する。</p> <p>なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>また、必要に応じて隣接市町へもあわせて連絡を行う。</p> <p>□伝達方法</p> <div data-bbox="1238 529 2016 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車 ・サイレン、警鐘 ・標識等 ・口頭伝達 ・テレビ、ラジオ ・防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、災害情報ポスター ツイッター ・外国語による防災放送 </div>
----	---------------------	--	--

15	2-301	<p>20. 1 情報の提供等</p> <p style="text-align: center;">【交通・帰宅困難者支援班】</p> <p>帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。</p> <p>■関係機関からの情報の提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
実施機関	項目	対策内容									
県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 									
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 									

		<p>20. 1 情報の提供等</p> <p style="text-align: center;">【交通・帰宅困難者支援班】</p> <p>帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。</p> <p>■関係機関からの情報の提供等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>情報の提供 広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>誘導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 	市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
実施機関	項目	対策内容									
県	情報の提供 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 									
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報エリアメール等による情報提供 ・市ホームページ、防災情報メール、ツイッター、災害情報ブログ等による情報の提供 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 									

16	2-336	<p>(2) 応急仮設住宅の設置</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>④規模及び費用</p> <p>建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 1戸当たり規模</td> <td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に じて設定</td> </tr> <tr> <td>・ 1戸当たり費用</td> <td>5,714,000円以内</td> </tr> </table>	・ 1戸当たり規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に じて設定	・ 1戸当たり費用	5,714,000円以内
・ 1戸当たり規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に じて設定					
・ 1戸当たり費用	5,714,000円以内					

		<p>(2) 応急仮設住宅の設置</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>④規模及び費用</p> <p>建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 1戸当たり規模</td> <td>平均 29.7m²(9坪)</td> </tr> <tr> <td>・ 1戸当たり費用</td> <td>2,530,000円以内</td> </tr> </table>	・ 1戸当たり規模	平均 29.7 m ² (9坪)	・ 1戸当たり費用	2,530,000円以内
・ 1戸当たり規模	平均 29.7 m ² (9坪)					
・ 1戸当たり費用	2,530,000円以内					